



どんなことが暴力なの？

DVには、殴る、蹴る、首を絞めるといった「身体的暴力」だけでなく、何を言っても無視する、ののしる、行動を監視するなどの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為の強要や避妊に協力しないなどの「性的暴力」などがあります。多くの場合、いくつもの暴力が重なりあって起こります。

なぜ男性は暴力をふるうの？

DVは決して特別な男性が起こす問題ではありません。学歴・職業・社会的地位なども様々で、むしろ社会人として普通に生活している人が多いのです。女性を男性より低く見る、妻は夫に従うべきなどの性差別が根強く残るなかで、社会的・経済的に優位な立場にある男性が、その力を背景に、暴力で女性を思い通りに支配しようとする気持ちから起こるものなのです。DVは私たちの心にある男女平等観や人権意識と深く結びついているのです。

DVは犯罪。社会全体の問題です

こうした現状を受けて、平成13年10月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行されました。これにより、重大な危害を受ける恐れのある場合は、裁判所は保護命令を出すことができるようになりました。警察庁によると、施行後1年間(平成14年10月末まで)に警察に寄せられた相談件数は15,826件、また、裁判所が保護命令を出したケースは1,079件にものぼりました。

DVはまさに女性への暴力を容認してきた社会全体の問題です。DVを根絶していくには、何より男女がお互いを尊重し合える社会を築いていくことが大切です。

人間の尊厳、命をも脅かすDVの実態

「外では温和な夫だが、私が少しでもさからうと、出ていけと手をあげる。殴られたあと顔を踏まれたときは、このまま死にたいと思った」
「突然、殴る蹴るを繰り返す夫。いったん暴力が始まると人が変わってしまう。私がいたらないからとも思うが、いつ怒り出すかわからず、毎日びくびくして暮らしている」
「ばかだ、能なしだと、ののしられる毎日。誰に食わせてもらっているんだと殴られることも。子どもや他人の前で侮辱されるのが一番つらい」

DVは決して他人事ではありません

上にあげた事例は、内閣府が行った「配偶者等からの暴力に関する事例調査(平成12年)」をもとに構成したものです。信じがたいかもしれませんが、現実にはこうした暴力があなたの周りですら日常的に繰り返されているのです。しかし、これまでDVは、あくまで男女間のもめごとであり、プライベートな問題として受け取られてきました。そのため、なかなか表面化しにくかったのです。そして親密な関係のなかで繰り返される暴力は、じわじわと被害者の人格を傷つけ、被害者に「私が悪いから殴られる」「私が我慢すればいい」と思い込ませてきたのです。

**一人で悩まずに
まずは相談してください**

＜市の相談窓口＞
女性総合センター相談室(フェミニスト・カウンセリング/予約制)
TEL 048-857-8811
●女性総合センター 火曜日 10時～16時
木曜日 15時～20時30分
●大宮総合行政センター 月曜日 10時～16時

プライズスト女・男プラザ相談室(フェミニスト・カウンセリング/予約制)
TEL 048-875-9653
金曜日 10時～12時・13時～16時

＜配偶者暴力相談支援センター＞
埼玉県婦人相談センターDV相談室
TEL 048-600-6060
月～土曜日 10時～20時30分
日曜・祝日 10時～17時

＜警察の相談窓口＞
埼玉県警察犯罪被害者相談センター
TEL 0120-381858
月～金曜日 8時30分～17時15分

けいさつ総合相談センター
TEL 048-822-9110
月～金曜日 8時30分～17時15分

※市の窓口についての詳しい内容は「市報さいたま」をご覧ください。

配偶者または親密な関係(恋人や婚約者など)にあるパートナーからふるわれる暴力をいいます。被害者のほとんどは女性です。

DV(ドメスティック・バイオレンス)ってなに?



入社5年目の関口さん(写真中央)。昨年、進級試験に初挑戦し、総務担当係長に。

平成13年度の表彰事業所にて、市内の(株)高島屋大宮店が選ばれました。実際にどんな取り組みが行われているのか、総務部総務担当係長・関口佐紀子さんにうかがいました。

埼玉県では、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援など、男女が共同して参画できる職場づくりに積極的に取り組んでいる県内の事業所を「男女共同参画推進事業所」として表彰しています。

●能力活用
平成11年度から実施している研修制度「ニュータカシマヤカレッジ」では、100以上の講座を設け、意欲ある個人のキャリア形成を会社がサポートしていく体制をとっています。

●家庭との両立支援
子どもが満2歳になるまで育児休暇が取得できるほか、仕事と育児の両立を支援する制度として、短時間勤務を導入しています。さらに平成15年1月より制度が改正され、小学校4学年に就学するまで短時間勤務ができるようになりました。

また、休職中においても、社内の情報提供や復職前の面談など、復職がスムーズにいくように配慮しています。

私自身、この会社を選んだ一番の動機は、女性の活用が進んでいる様々な仕事にチャレンジできること、そして女性が働き続けられ

る環境が整っていることでした。こうした職場における男女共同参画の取り組みは、自分の能力を發揮し、いきいきと働きたいと願っている女性にとって大きな励みになると実感しています。

**男女共同参画
まちづくり
応援情報**
**埼玉県男女共同参画
推進事業所として
(株)高島屋大宮店
が表彰されました**

- 【株式会社 高島屋 大宮店】
- ◆昭和45年設立
 - ◆従業員数 390人
(内女性 318人(内パート215人))
 - ◆管理職 69人(内女性12人)
 - ◆育児休職者 3人
 - ◆育児のための短時間勤務者 7人
- *数字は平成14年11月15日現在



通信員
越智香織さん

取材に同行して

働きながらの育児は容易ではありません。私は現在独身ですが、生涯仕事を続けたいと考えていますので、結婚や出産にともなう不安を感じます。このような支援制度があればとても心強いと思います。また、同社では育児休職中でも資格取得等の勉強をされている方が多いと聞き、意識の高さを感じました。こうした女性がいる事実をもっと認識してもらえようになれば、職場の中でより制度への理解が促されるのではないのでしょうか。

お話をうかがった関口さんは、入社5年目で係長として活躍されている方。同世代の私は大いに励まされた思いでした。

You & Me Information

◆男女共同参画社会の実現を促進するための基本条例制定に向け、多くのご意見をいただきました◆

「You & Me～夢～vol.3」及び「市報さいたま 8月号」で公表いたしました「男女共同参画推進協議会」からの提言内容に対し、総数144件ものご意見をお寄せいただきありがとうございました。そこで、件数の多かったご意見をご紹介します。

- 提言書の内容に沿った条例制定を望む 63件
 - 男女の性差を認め、男らしさ・女らしさを否定しないこと 25件
 - 男女平等、差別解消の推進を図ること 17件
- 今後は、みなさんのご意見を参考にしながら、条例制定を目指します。なお、その他ご意見等概要については、市のホームページ<http://www.city.saitama.saitama.jp/>をご覧ください。
- 問い合わせ 男女共生推進課 TEL829-1231

◆「女・男フェスタさいたま」を開催します◆
男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野に参画できる社会づくりについて一緒に考えてみませんか。

- 開催日時 2月8日(土)・9日(日)
- 開催会場 JACK大宮 5・6階(大宮駅西口)
- 開催内容
 - ◆2月8日(土) 午後0:30/展示・ワークショップ(展示20団体・ワークショップ4団体)・合唱・キッズダンス
 - ◆2月9日(日) 午前10:00/分科会「教育のゆとりとは何か?」「みどりの地球を子供たちへ」「現代の家族問題を考える」「家庭・職場・地域活動と子育て支援」「地域社会への参画」
 - 午後1:00/講演「やれること・やれないこと」
講師 山田太一さん(作家)
 - 午後3:00/全体会(分科会のみ)
- ※入場自由 ※費用無料
- ※講演には手話通訳がつきます。
- 主催 さいたま市/さいたま市男女共生推進団体連絡協議会
- 問い合わせ 男女共生推進課 TEL829-1231

